

平成22年度事業報告書

自 平成22年4月 1日
至 平成23年3月31日

社団法人 電気通信事業者協会

平成22年度事業報告書

現在、わが国経済は、急速な円高、継続するデフレ状況等により、厳しい状況にあるところであり、また、少子高齢化対策、国際競争力維持、地球環境問題への対処、教育の充実、安全で安心な社会の実現など今後わが国が抱える課題が山積している。

こうした諸課題に適切に対処し、解決していくために、生産性の向上、付加価値の創出、環境負荷の軽減などに大いに寄与する情報通信技術（ICT）の積極的な利活用は欠かせないものとなっており、我々電気通信事業者に対する期待は益々大きなものがある。

そうした中であって、重要インフラとしてのネットワークの安全性・信頼性確保対策の充実強化等引き続き取り組むべき課題のほか、電気通信サービスに関する利用者利益の確保・向上の要請が高まりつつあることから消費者支援策の一層の充実強化、青少年インターネット環境整備法を受けて有害情報から青少年を守るためのフィルタリングサービスの普及・啓発、地球環境問題への対応等、様々な課題について業界として一層取組みを強化すべき課題が多く出現した年であった。

また、今年度は、東北地方太平洋沖地震という未曾有の大災害が発生し、電気通信事業者のネットワークにも大きな損壊をもたらし、復旧への対応に会員事業者は追われることとなった。一方、災害時における電気通信の重要性については、改めて国民に強く認識させることとなり、安否確認手段である各種の災害用伝言サービスや各事業者の災害情報のホームページでの詳細提供等、近年協会が努力して行ってきた結果が具象化することとなった半面、我々電気通信事業者の不断の努力の必要性を痛感させられた事件であった。

このような事業環境の下、協会は、平成22年度において以下の事業活動を行った。

I 電気通信事業の健全な発展に資する取組み

- 1 ネットワークの安全性・信頼性確保対策の充実強化
 - (1) 災害時における重要通信の確保等

災害時における重要通信の確保に関し、事業者間の相互融通システム機能の円滑な活用を図った。また、携帯電話・PHSにおける安否確認手段の機能向上策として、平成21年度に新たに全社一括検索機能を導入した災害用伝言板について、通信の輻輳対策等とも合わせて、国民及び利用者等に対し危機管理産業展・各種イベント協力等により十分な周知を行った。この携帯電話・PHSの全社一括検索は今年度情報通信月間推進協議会会長賞を受賞した。また、もう一つの災害時における重要アイテムとして、一斉同報通信サービスの事業者間での共通仕様による提供の検討に着手した。

(2) 情報セキュリティ対策の推進

「電気通信分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準」の徹底を図るとともに、会員各社の啓発のためのサポートを通じて、情報セキュリティ対策を推進する。また、内閣官房情報セキュリティセンターによる「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定にあたっての指針」の見直しに伴い、平成22年12月に安全基準改定を行った。

また、安全・信頼性協議会において「情報セキュリティの確保に関する基本指針並びにネットワークの信頼性に関するガイドライン」を独自に策定し、インフラを提供する事業者の責任を内外に示した。

さらに、警察庁における情報通信システムの高度化計画に対して協力を行った。

(3) 情報セキュリティ人材の育成

「NISSM（ネットワーク情報セキュリティマネージャー）推進協議会」の事務局として、NISSM資格制度の充実と普及を図り、IP時代にふさわしいネットワーク及び情報資産の保護に取り組める人材の育成のための講習並びに資格取得の奨励に努めた。

(4) 政府・関係団体との緊密な連絡連携体制の維持

政府・関係団体との緊密な連絡連携体制を維持することにより、ネットワークの脆弱性情報や被害発生等情報セキュリティに関する情報の共有、相互

連絡体制の整備、重要通信の確保等に努めた。

2 移動体通信の健全な発展に向けた取組み

(1) 料金不払い者情報の交換

移動電話委員会不払者情報交換連絡部会において、携帯電話・PHS・BWA（Broadband Wireless Access）の料金不払者に関する事業者間の情報交換を継続して円滑かつ安全に実施し、当該情報を加入契約時に活用することで、会員会社のサービスを利用する利用者の公平性を確保するとともに、会員会社の経営リスク軽減に貢献した。

(2) 迷惑メール等送信行為に係る加入者情報の交換

移動電話委員会迷惑メール送信者情報交換連絡部会において、迷惑メール等送信行為をしたことを理由に利用停止措置を受けた携帯電話・PHSの加入者に関する事業者間の情報交換の円滑かつ安全な運用・管理を継続実施した。これにより、所謂渡りによる迷惑メール等の送信行為を未然に防ぐとともに、電子メールの送受信上の支障の防止に寄与した。

また、平成23年度に予定されているSMS相互接続の開始に向け、迷惑メール（SMS）等送信により利用停止措置を受けている者についても交換対象とすべく同部会で仕組み等の検討を行った。

(3) 特別利用停止に係る加入者情報の交換

移動電話委員会不払者情報交換連絡部会において、携帯電話不正利用防止法に基づく利用停止（特別利用停止）措置を受けた携帯電話・PHSの加入者に関する事業者間の情報交換を継続して円滑かつ安全に実施した。これにより、会員会社のサービスを利用する利用者の公平性を確保するとともに、会員会社の経営リスク軽減に寄与した。

3 IPv6 への円滑な移行に関する取組み

IPv4の枯渇に関する問題に対し、政府・関係団体と緊密な連携を取りつつ、会員各社へ必要な情報を提供し、IPv6への円滑な移行を促した。また、「IPv4枯渇対応タスクフォース」を通じた広報活動等を行った。また、IPv6を用いた環境分野のクラウドサービスWGへの参加により、IPv6への移行のためのルー

ル作りにも参画した。

4 帯域制御ガイドラインの移動体通信事業者による適切な運用方法等の検討

「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」について、移動体通信事業者による適切な運用方法や、今後増加するであろうMVNOに対するMNOからの帯域制御に関する情報の提供の促進に関し、移動体通信事業者の特性を踏まえた上でガイドラインを改定した。

5 インターネットの安定的運用に関する検討

「インターネットにおける安定的運用に関する協議会」への参画を通じて、「電気通信事業者における大量通信への対処と通信の秘密に関するガイドライン」（平成17年初版策定）の見直しに協力した。

同協議会では、平成23年3月、同ガイドライン第2版を公表した。

6 115番の使用に関するガイドラインの管理

平成21年度に策定した「信書の送達サービス受付用への115番を使用した同サービスに関するガイドライン」について、適切な管理を継続した。

7 事業者識別コードの付与及び管理

電気通信サービスの提供に際し事業者間清算に必要な識別コードについて、協会の公的な機関の立場として付与及び管理を適切に実施した。

8 各業界・業際間における共通課題への取組み

ICT国家戦略、投資促進円卓会議、我が国のICT利活用・浸透に伴う諸課題（ネットワークのセキュリティ対策、インターネットの利用環境対策、携帯電話等のリサイクル及びマナー対策、税制・予算面における支援措置等）について、政府・関係団体との連携強化を図りながら、業界の健全な発展に資するよう検討に取り組んだ。

Ⅱ 消費者支援策の充実・推進に資する取組み

1 消費者団体等との連携強化等

消費者支援委員会を中心として、消費者支援に関する以下の活動を行った。

- (1) 消費者団体等との情報・意見交換
- (2) 消費者相談指導者・従事者に対するセミナー等の開催
- (3) 当協会ホームページ等に寄せられる消費者からの問合せ、意見・要望への適切な対応
- (4) 消費者に対する周知・啓発

2 「電気通信サービス向上推進協議会」における消費者支援策の充実等

「電気通信サービス向上推進協議会」において、他の電気通信事業者団体と連携した以下の活動を通じて、消費者支援策の充実を図るとともに、一層の利用者保護のための方策を検討した。

(1) 「広告表示自主基準及びガイドライン」の徹底

平成21年度に改訂した「電気通信サービスにおける広告表示自主基準及びガイドライン」の徹底を図るとともに、モバイルデータ通信サービス及び移動体通信端末に関する広告表示関連条文を追加した改訂第6版を公表し、別冊用語集として「電気通信サービスの広告表示で使用する用語の表記について」を策定した。また、外部有識者等から構成される「広告表示アドバイザリー委員会」及び「広告表示検討部会」を四半期ごとに開催し、会員各社の主要なテレビ広告・新聞広告の検証を行った。

(2) 苦情・相談体制の強化

全国の消費者生活センター等との連携を強化することにより、電気通信サービスに関する利用者からの苦情・相談に対し、問題解決の円滑化を図るとともに、電気通信業界統一苦情・相談窓口の在り方について検討した。具体的には、各電気通信事業者と消費生活相談センターとのホットラインの新設及び全国の消費生活相談センター相談員への研修会を開催した。

(3) 責任分担モデル等の検討

電気通信サービスや端末等の多様化に伴い、不具合・故障が発生した際に、利用者から見て、原因等が分かり難く、複数の事業者間の責任分担が多層化・複雑化・曖昧化していることから、「次世代IPネットワーク推進フォーラム」が取りまとめた「責任分担モデル」等を活用し、責任分担の明確化、迅速な修理等のための対応策等を検討し、利用者からの相談に対してたらい回しとしない適切な対応をすることに取り組んだ。また、各電気通信事業者内での責任分担対応の事例報告会を行うことで、消費者に対する適切な対応ノウハウ・情報を共有し業界として取り組む姿勢を示した。

(4) 事故・障害時における利用者周知の推進

事故・障害発生時における利用者への周知方法について、平成21年度に策定した「電気通信サービスにおける事故及び障害発生時の周知・情報提供の方法等に関するガイドライン」の徹底を図った。

3 個人情報保護の徹底

「電気通信個人情報保護推進センター」（認定個人情報保護団体）の業務運営への寄与、会員各社による同センターの有効活用の促進、各種セミナー開催案内等会員向け情報の提供等を通じて、個人情報保護に関する啓発活動を推進した。同推進センターでは、平成22年7月の「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正を受け、平成22年11月「電気通信事業における個人情報保護指針」の改正を公表した。

4 迷惑メール対策の推進

「迷惑メール対策推進協議会」への参加を通じて、電子メール利用環境の一層の改善に向け、関係者間の緊密な連絡を確保し、最新の情報共有、対応方策の検討、対外的な情報提供などを行うことにより、効果的な迷惑メール対策を推進した。

5 インターネット上の違法・有害情報対策の推進

(1) 違法・有害情報から青少年を守るためのフィルタリングサービスの導入促進・啓発活動の強化

移動電話委員会青少年有害情報対策部会を中心に活動し、モバイルインターネット上の違法・有害情報から青少年を守るため、政府や地方自治体、関係団体等と連携を密にして、青少年インターネット環境整備法等の法令を遵守しつつ会員会社の提供するフィルタリングサービスの導入促進活動を継続・強化した。

青少年インターネット環境整備法の見直しを視野に入れ課題検討等を行うために開催された、内閣府「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」、総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会 青少年インターネットWG」、経済産業省「レイティング／フィルタリング連絡協議会研究会」に参加した。

事業者がフィルタリングサービスの契約や解除等を行ううえでの望ましい対応等についての業界統一的な指針である「フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」を平成22年4月に策定した。

フィルタリングサービスの利用状況について、4半期ごとに発表し、平成22年度からは、事業者毎のフィルタリングサービス利用数の公表を開始するとともに、4月の公表（平成22年3月末時点）においては、年齢層別に見た携帯電話・PHSインターネットサービス契約者のフィルタリングサービス利用率についても公表を行った。

また、『安心ネットづくり促進協議会』等様々な主体が開催したイベントに展示・デモ等による参加を行うなど、啓発活動に力を入れた。

東京都、千葉県、埼玉県、京都府及び兵庫県における青少年問題関連の会議に参加し、また、神奈川県、京都府、静岡県、岡山県及び鳥取県における青少年健全育成条例等に関する意見募集に対して、業界を代表して意見を提出し、青少年に関する問題に対して積極的な取組を行った。

(2) 違法情報対応ガイドライン等の徹底

「違法情報等対応連絡会」への参加を通じて、利用者が安心してインターネットを活用できるよう、他の電気通信事業関連団体と連携して、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」等の徹底を推進した。

同連絡会は、平成22年9月、ヤミ金融業者によるインターネット広告に関

する条文の追加を趣旨とする同ガイドラインの改訂を、また平成23年3月には、児童ポルノ画像のブロッキングに関する条項を追加した「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の改訂を公表した。

(3) 児童ポルノ流通防止に向けた取り組み

「児童ポルノ流通防止協議会」、「児童ポルノ流防止専門委員会」及び平成23年2月に設立された「インターネットコンテンツセーフティ協会（ICSA）」等への参画を通じて、インターネット上の児童ポルノ画像・映像の流通防止に関する取り組みを推進した。

6 インターネットの安心・安全利用の推進

(1) インターネットの安心・安全利用の啓発活動等への寄与

「e-ネットキャラバン運営協議会」、「安心ネットづくり促進協議会」等への参加を通じて、インターネットの安心・安全利用の啓発活動や総合的なメディアリテラシー向上等の推進を行った。

(2) インターネット接続サービス安全・安心マークの推進

「インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会」における安全・安心マークの審査活動等の運営への参加を通じて、消費者が安心してインターネット接続サービスを選択・利用できる環境を提供した。

7 発信者番号偽装表示等への対応

引き続き政府・関係団体等と連携し、「発信者電話番号偽装表示対策ガイドライン」、「『異なる電気通信番号の送信防止に係る省令の取扱方針』の運用に係るガイドライン」の徹底を図るとともに、必要に応じて見直しを行った。

Ⅲ 社会貢献に資する取組み

1 地球環境問題への取組み

(1) CO₂排出削減の取組の強化

低炭素社会の実現に向け、業界としての数値目標の設定等を踏まえた環境自主行動計画のフォローアップ等やICTの利活用によるCO₂排出削減の推進等の地球温暖化対策に取り組んだ。

また、電気通信事業者のCO₂排出削減に向けた調達基準策定及び環境配慮の取組自主評価に資するため平成21年度に策定した「ICT分野におけるエコロジーガイドライン」の徹底を図るとともに、新たな装置を追加した第2版をリリースした。一方、ベンダー各社から装置等の評価データをTCAホームページに取りまとめ、電気通信事業者への情報提供を開始した。また、「ICT分野におけるエコロジーガイドライン協議会」の総合事務局として、適切な運営を行った。さらに、東京都に低炭素都市づくりを提言する「グリーン東京研究会」への参加を通して、of ICTのみならず by ICTについても積極的に提案等を行った。

(2) 携帯電話等のリサイクルの推進

移動電話委員会携帯電話・PHSリサイクル検討連絡会を中心に活動し、携帯電話・PHSの使用済み端末のリサイクル促進を目的とした自主的取組の仕組みである「モバイル・リサイクル・ネットワーク」により、携帯電話等製造メーカーの業界団体とともに、政府、地方自治体とも密に連携し、自治体のイベントへの出展・協力、店頭や様々な媒体等を利用した周知・啓発活動の実施など、回収・リサイクル促進のための様々な取組を行った。

平成22年6月、平成21年度のリサイクル実績等取組状況について公表した。また、利用者のアンケート調査を継続して実施し、携帯電話・PHSの処分状況やリサイクル阻害要因の把握・分析等を行った。

環境省「中央環境審議会 小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会」に参加した。

2 周知・啓発活動の充実

(1) 業界動向アナウンス

対外的な業界動向の情報発信の一環として、社会的関心の高い携帯電話・PHSの毎月の利用契約動向を引き続き発表するとともに、「テレコムデータブック」の継続発行・協会ホームページへの掲載により、業界動向の把握・

分析に有用なデータを広く提供した。

その他の各種取組み、施策についても適宜報道発表や協会ホームページによりアナウンスを行った。

(2) 携帯電話等の共通課題に関するPR活動

移動電話委員会移動電話PR部会を中心に活動し、社会的貢献や社会的責任を果たすための業界共通案件に関し世間一般に広く認識してもらう事項の周知・啓発のためのPR活動を行った。

主な活動内容としては、大晦日から元日の午前0時前後から約30分間は、「おめでとうコール」や「おめでとうメール」が集中し、携帯電話等がつながりにくくなることについて、お客様へ注意喚起するためのプレスリリースを平成22年12月に実施するとともに、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に際しては、「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」、「携帯・PHS災害用伝言板サービス」(平成22年3月の全社一括検索機能追加の訴求を含む)など、災害時の安否確認手段について改めて告知を行うためのプレスリリースを実施した。

3 携帯電話等の不正利用防止対策の推進

移動電話委員会不適正利用防止検討部会を中心に活動し、携帯電話不正利用防止法に則り、事業者間及び政府・関係省庁との連携による携帯電話・PHSの本人確認の円滑な運用を図った。また、それ以外にも、多数回線契約の抑制や支払い方法の制限等、振り込め詐欺を始めとする携帯電話・PHSの不正利用防止のための様々な取組を実施した。

4 電気通信関連の権利侵害対策に関する活動

「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」等への参加を通じて、政府、権利者団体及び他の電気通信事業関連団体と連携して、関係ガイドラインを踏まえ、特定電気通信(ウェブページ等)における情報の流通による権利侵害やファイル共有ソフト等による著作権侵害に対して、電気通信事業者等が適切かつ迅速に対処することができるよう活動を行った。

5 電気通信アクセシビリティの普及推進

「情報通信アクセス協議会」への参加を通じて、「高齢者・障害者等に配慮した電気通信アクセシビリティガイドライン」の一層の普及定着を図るとともに、各事業者が提供するバリアフリー商品に関する情報の周知等に努めた。

IV 会員の利便向上等に資する取組み

1 会員各社の広報活動の支援

情報通信記者会の事務局業務を支援することにより、会見、資料配布等会員各社の広報活動に対するバックアップを図った。

また、記者会メンバーと会員各社の広報担当者との懇談会の場を適宜設置し交流を図った。

2 協会ニュースの充実

協会の活動、業界全体の動向、行政の対応等が容易かつ迅速に把握できるように、協会ニュースの一層の充実を図った。

3 行政・他業界等の情報提供、講演会等の開催

電気通信事業に関連する法制度、施策、税制等行政の動向及び他業界から入手した情報等について、適宜会員各社に提供を行った。

また、法令改正等今日的課題の把握や対応策の検討に資するため、政府、関係団体等から講師を招いて説明会等を開催した。

4 協会の各種委員会等の活動の活性化

業界を取り巻く様々な課題について、各種委員会等において活発な調査・検討を行う等してこれら諸課題に業界としての的確に対応を行った。

5 効率的な業務運営・経費の節減

協会業務の一層の見直しを行う等により、業務効率を高めるとともに、経費の圧縮・効率的使用に努めた。

6 公益法人制度改革への対応

平成20年12月1日に施行された公益法人制度改革法制を受け、施行日から5年間の移行期間内に円滑に新法人へ移行できるよう、所要の検討を行ない、移行後の法人形態の選択など基本的な方針等について意思決定を行った。

V 基礎的電気通信役務支援機関業務の実施

1 交付金の交付及び負担金の徴収に係る関係業務の的確な実施

(1) 交付金の交付、負担金の徴収に係る業務の的確な実施

合算番号単価は21年度と同額の月額8円となった。この月額8円の合算番号単価を適用して、平成22年度において徴収が必要な負担金188億円を負担対象事業者30社（平成23年2月からは29社）から徴収し、これを適格電気通信事業者に交付金として交付するとともに支援業務費に充当した。

平成22年度の番号単価8円は、前年度の最終算定月が平成22年1月になった影響で、平成22年2月からの適用となった。このため、平成22年2月分の算定対象電気通信番号から負担額を徴収することとなり、最終算定月は平成23年1月となった。

(2) 交付金の額及び負担金の額等に係る認可申請の円滑な実施

関係法令に基づき、以下のとおり番号単価等を算定するとともに、交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法の認可申請を行い、申請のとおりに認可を受けた。これらの案件については、その都度報道発表を行うとともに関係電気通信事業者への通知等を行った。

① 交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法

平成23年度における交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法について、電気通信事業法（以下「法」という。）第109条第1項及び第110条第2項の規定に基づき平成22年9月16日付で

総務大臣に認可申請を行い、同年11月16日に認可となった。

② 番号単価の算定

総務省告示第429号（平成18年7月31日）に基づき、平成21年9月に算定した合算番号単価及び番号単価について、平成22年4月に同年1月末の算定対象電気通信番号数を基に修正番号単価の算定を行い、合算番号単価は8円のままとした。

また、平成22年6月末の算定対象電気通信番号数を基に同年9月、平成23年度に適用する合算番号単価及び番号単価の算定を行い、合算番号単価を月額7円とした。

(3) 外部機関による会計・経理事務におけるチェック機能の強化

交付金の交付及び負担金の徴収事務の適正かつ公正・確実な実施を確保するため、次のとおり2名の公認会計士による外部監査を、厳正に実施した。

① 平成22年5月に平成21年度決算についての監査を受け、「適正に処理されている」旨の監査報告書を受理した。

② 平成22年11月に中間監査を受け「適正に処理されている」旨の報告を受けた。

2 周知・広報活動及び問い合わせ対応の実施

(1) 多面的な周知・広報活動の実施

ユニバーサルサービス制度の一層の周知徹底のため、インターネットの多面的な活用や周知広報資料の充実等にも留意しながら、次のような取り組みを実施した。

① 親子見学・説明会

夏休み期間を利用した親子見学・説明会を長野市内において開催した。親子見学・説明会には20組40名の親子が参加し、DVDによるユニバーサルサービス制度の説明や意見交換、NTT局舎や110番通信指令センター及び119番通信司令室等の見学を実施し、ユニバーサルサービス

についての理解を深めて頂いた。

② 消費者団体等とのパイプ作り

前年度に引続き、首都圏及び地方都市で開催された消費者団体との会合（計6回）において、ユニバーサルサービス制度の説明、意見交換や資料配布を行った。

③ WEB広告

多面的な周知広報活動の一環として、共同通信社と地方新聞会社約50社が共同運営する「47NEWS&アドネットワーク」のポータルサイトにスーパーバナー広告を平成23年2月16日から1ヶ月間掲載し、ユニバーサルサービス制度に関する周知を行った。

④ 報道発表

平成22年度における番号単価の修正や平成23年度に適用する番号単価の算定結果、交付金・負担金の額等の認可申請及び認可についての報道発表を行い情報の公開に努めた。

⑤ 新聞広告による周知

平成23年度に適用する番号単価について、平成22年12月9日の全国紙、地方紙合わせて50紙の朝刊に半2サイズの広告を掲載し、ユニバーサルサービス制度に関する周知を行った。

この他に日本消費経済新聞に広告記事を掲載した。

⑥ ホームページ及び自動音声・FAX案内サービスを活用した周知

支援業務に係る情報は可能な限りホームページ及び自動音声・FAX案内サービスに掲載し、周知徹底を図った。

ホームページへのアクセス数は、月平均8,000程度であり、平成23年度に適用の番号単価が前年度と同額のため、月別のアクセス数に大きな変動は無かった。また、自動音声・FAX案内サービスは、インターネットを利用されていない方々への情報提供のため、ホームページの掲載内容とほぼ同一の情報を電話及びFAXにより提供しており、アクセス数は月平均6回であった。

⑦ パンフレットによる周知

ユニバーサルサービス制度の概要について掲載したパンフレットを20,000枚作成し、通信事業者、関連団体、総務省(総合通信局等を含む)に配布し制度の周知を図った。

⑧ 負担対象事業者による周知広報活動への支援

平成23年度に適用する番号単価の額や適用時期等について、事業者への説明会を開催したほか、共通Q & Aの作成・配布等を行い、事業者による周知広報活動の支援を行った。

(2) 円滑な問い合わせ対応の実施

関係電気通信事業者や一般利用者からの問い合わせ等に即応するため、コールセンターを開設しているが、平成22年度の問合せ状況は、番号単価が前年度と同額のこともあり、月平均15件程度で推移した。

3 支援業務諮問委員会の運営

法第113条第2項の規定に基づき支援業務諮問委員会が開催され、次のとおり、協会会長の諮問事項について審議し、適当である旨の答申を頂いた。

① 第13回支援業務諮問委員会(平成22年4月27日開催)

諮問事項: 合算番号単価及び番号単価の修正について

② 第14回支援業務諮問委員会(平成22年9月15日開催)

諮問事項: 番号単価の算定、交付金及び負担金の額等の総務大臣への認可申請等について

③ 第15回支援業務諮問委員会(平成23年2月17日開催)

諮問事項: 平成23年度事業計画及び収支予算案の作成について

4 効率的な業務執行体制の整備と関係事務の円滑な推進

制度の変更や支援業務に関する法的対応等に関し、弁護士や関係機関による

勉強会を開催するなど、関係職員の業務知識や対処能力の向上を図り、業務執行体制の強化に努めた。

5 情報公開の実施

事業計画及び事業報告、予算及び決算、交付金の交付及び負担金の徴収状況、支援業務諮問委員会の審議模様、番号単価の算定などの支援機関の情報のほか、負担対象事業者等のユニバーサルサービス料の設定状況などの関連情報もホームページや自動音声・FAX案内サービスを通じて提供し、情報公開に努めた。